

第1号議案 定款改正の件

定款の改正につきお諮りするものであります。

定款を以下のとおり改正することにつき、その賛否をお聞きします。

(改正の趣旨)

当協会は、設立から3年あまりが経過し、顧客本位の業務運営を実践する金融商品仲介業者やその所属営業員の業界団体としての会員基盤や運営体制は一定程度整って参りました。

また、その過程においては、当協会では正会員に対して一定水準以上の社歴、事業規模、営業規律や社内管理態勢を求め、それにより、正会員の率先垂範により金融商品仲介業界が健全な方向へと発展することを目指して参りました。

しかしながら、正会員数が、金融商品仲介業者数全体に比べると限定的な水準にとどまる現在の状況に鑑み、少数の会員の経営クオリティの向上や改善努力だけでは、依然として「玉石混交」との見方が多い業界への評価を覆していくほどのインパクトをもたらしているとはいがたく、金融商品仲介業者の全般的な経営体質の強化や健全化に向けては、会員組織として一段の会員基盤の強化と運営態勢の深化を進めていくことが必要であるとの強い課題意識がすべての理事会社を含む創業時以来の会員間にも強く醸成されてきております。

その課題に対する最重点施策の1つとして、従来は社歴の浅い小規模事業者に対して、結果的に必要以上に入会要件を厳しくするかたちで作用していた事業規模等の基準を撤廃することにより、ともに顧客本位の業務運営の実践と徹底を目指す正会員として受け入れやすくする会員基準改革を行うこととしたいと存じます。かならずしも社歴は長くはなく、現時点での事業規模は小さい社も含め、高潔な志を持つより広範な金融商品仲介業者が裾野広く集合する場となっていくことにより、業界全体の質を向上させ、業界への信頼を高めることがより一層実効性を持って進めていけるとの信念が本施策の背景にはございます。より多くの事業者が正会員とし、研修、ベストプラクティスの共有、ネットワークング、監督当局者とのコミュニケーションを含む協会の諸活動を通じて会員及び所属 IFA の質を一層高めることで、業界全体の質の向上を裏付けとする業界の発展にさらに強く貢献して参りたいと存じます。

また、会員数の増加により、金融商品取引業者と所属アドバイザーの業界団体としての存在感や運営基盤を強化することで、対外的な情報発信力や影響力を格段に高めていくことも目指して参ります。

なお、会員間または外部専門家による経営のベストプラクティスの共有や、金融商品取引業者および所属アドバイザーの基礎スキルと専門性の維持・強化、新興業者へのメンターシップ等に係る多様な会員のニーズに応える研修やセミナー、ネットワーキングのコンテンツや場を常態的に提供し、監督当局とのコミュニケーションも継続的に実施して参ります。

正会員の入会基準の見直しに伴い法人アソシエイトを正会員に統合し、また、正会員の会費の額の見直しを行いたいと存じます。なお、質の向上に関するデータ収集等の IFA の実態調査は継続して参ります。

さらに、協会の名称について、金商法に定義のある「金融商品仲介業」を用いることにより、金融庁に登録された金融商品仲介業者を会員とする団体であることを明確にしたいと存じます。

このほか、理事の定数を実態に合わせ 3 名以上 7 名以内とし、また、副理事長を置くことができる規定を設けることとしたいと存じます。

(改正の骨子)

- ・協会の名称を一般社団法人日本金融商品仲介業協会（英文名 Japan Institute of Financial Advisors）に改める。（第 1 条）
- ・会員種別のうち、法人アソシエイトを廃止し、正会員に法人アソシエイトを統合する。（第 5 条）
- ・理事の定数を 3 名以上 7 名以内に改める。（第 19 条）
- ・副理事長の設置（第 19 条）、副理事長の選定方法（第 20 条）、副理事長の職務及び権限（第 22 条）を定める。
- ・本改正は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。（付則）

定款改正案新旧対照表

令和5年12月19日

一般社団法人ファイナンシャル・アドバイザー協会

下線箇所改正

新	旧	備考
第1章 総則	第1章 総則	
<p>(名称)</p> <p>第1条 当法人は、一般社団法人<u>日本金融商品仲介業協会</u>と称する。</p> <p>2 当法人の名称の英文における表示は、<u>Japan Institute of Financial Advisors</u>とする。</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 当法人は、一般社団法人ファイナンシャル・アドバイザー協会と称する。</p> <p>2 当法人の名称の英文における表示は、<u>The Financial Advisors Association of Japan</u>とする。</p>	<p>和文及び英文の名称を変更</p> <p>略称はFA協会</p>
第2条～第4条 (現行どおり)	第2条～第4条 (省 略)	
第2章 会 員	第2章 会 員	
<p>(会員種別と入会)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p>(会員種別と入会)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)<u>法人アソシエイト 金融商品取引法上の金融商品仲介業者として登録されている法人であって、正会員としての承認を得ていないが、当法人の目的に賛同し、当法人の活動を後援するもの</u></p>	<p>正会員と法人アソシエイトを統合</p>

<p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(4) (省 略)</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	
<p>第6条～第9条 (現行どおり)</p>	<p>第6条～第9条 (省 略)</p>	
<p>第3章 社員総会</p> <p>第10条～第18条 (現行どおり)</p>	<p>第3章 社員総会</p> <p>第10条～第18条 (省 略)</p>	
<p>第4章 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第19条 当法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1)理事 3名以上7名以内</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 理事のうち1名を副理事長とすることができる。</p> <p>4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。</p>	<p>第4章 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第19条 当法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1)理事 3名以上10名以内</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。</p>	<p>理事の定数を実態に合わせる。</p> <p>副理事長の設置を規定</p>
<p>(選任)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 理事長は、<u>理事の互選</u>により選定する。</p>	<p>(選任)</p> <p>第20条 (省 略)</p> <p>2 理事長は、<u>理事会の決議</u>によって理事の中から選定する。</p>	<p>理事長の選定方法の明確化</p>

<u>3 副理事長は、理事の互選により選定する。</u> <u>4 (現行どおり)</u>	(新 設) (省 略)	副理事長の選定方法を規定
第21条 (現行どおり)	第21条 (省 略)	
(理事の職務及び権限) 第22条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 副理事長は、理事長を補佐し、又は理事長が欠け若しくは事故その他の事情により理事長がその職務を果たせないときは理事長の職務を代行する。</u>	(理事の職務及び権限) 第22条 (省 略) 2 (省 略) (新 設)	副理事長の職務及び権限を規定
第23条～第27条 (現行どおり)	第23条～第27条 (省 略)	
第5章～第10章 第28条～第46条 (現行どおり)	第5章～第10章 第28条～第46条 (省 略)	
付則 <u>令和5年12月19日改正</u> <u>令和6年1月1日から施行</u> <u>改正条文は、次のとおり。</u> <u>第1条、第5条、第19条、第20条、第22条</u>		

(別紙)

正会員数の推移

	2020年 5月末	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末	2023年 11月現在
正会員	15社	20社	23社	24社	26社

(ご参考1)

会員規程の改正について

令和5年11月30日

一般社団法人 ファイナンシャル・アドバイザー協会

以下のとおり、会員規程を改正することとしたい。なお、本改正は臨時社員総会での定款変更が決議されることを条件とする。

改正の趣旨

定款改正に伴う法人アソシエイト関連規定の改正を行う。

会費の見直しを行い、金融商品仲介業の規模別に会費を定める。また、新たに正会員として入会する比較的小規模な会社の一定期間の軽減措置を定める。なお、現法人アソシエイトの会費は正会員となることで増額となることから経過期間を設ける。

改正の骨子

- ・協会名称の変更(第1条)
 - ・法人アソシエイトの廃止及び正会員への統合による改正(第2条、第3条、旧第6条(削除))
 - ・審査委員会規程の廃止による改正(旧第7条、新第6条)
 - ・会費の見直し(旧第8条、新第7条)
- ① 協会の前事業年度末日において登録外務員数30名以上の者 翌事業年度の年会費 36万円
 - ② 協会の前事業年度末日において登録外務員数30名未満の者 翌事業年度の年会費 24万円
 - ③ 新たに正会員となった者のうち上記①に該当しないもの 入会后当初12か月間の年会費 12万円
 - ・令和6年1月1日の施行とする。ただし、第7条第1項第1号①及び②の改正規程は令和6年4月1日から適用する。
 - ④改正前の法人アソシエイトに対する第7条第1項第1号の適用は令和7年4月1日からとし、令和7年3月末日までの年会費は12万円とする。(付則)

会員規程新旧対照表

令和5年11月30日

一般社団法人ファイナンシャル・アドバイザー協会

下線箇所改正

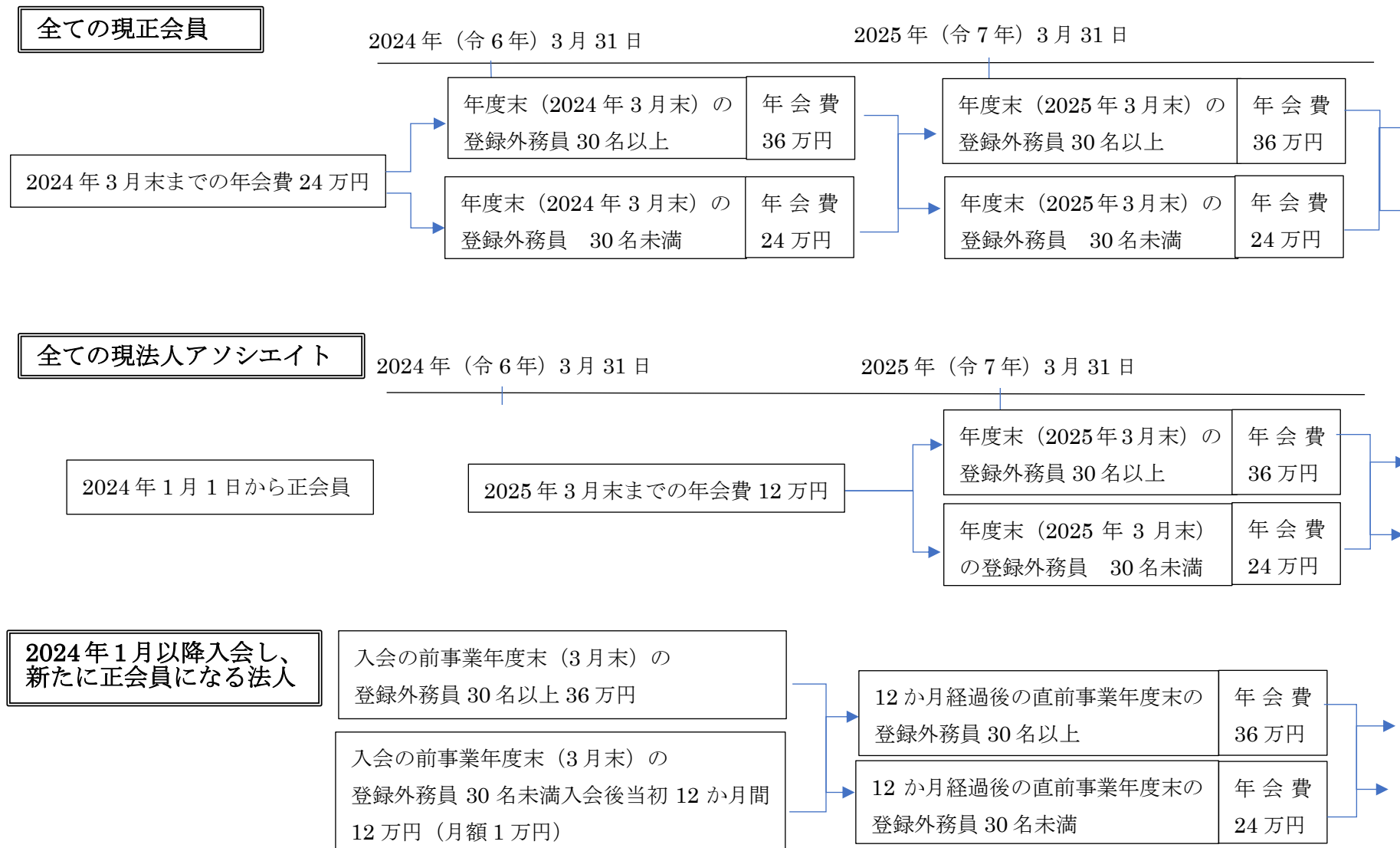
新	旧	備考
<p>会員規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、一般社団法人日本金融商品仲介業協会（以下、協会という）定款第2章に規定する会員について必要な事項を定める。</p>	<p>会員規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、一般社団法人ファイナンシャル・アドバイザー協会（以下、協会という）定款第2章に規定する会員について必要な事項を定める。</p>	<p>名称変更</p>
<p>第2章 会員資格</p> <p>第2条 当法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u> (削 除)</u></p> <p><u>(3)～(4)</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>第2章 会員資格</p> <p>第2条 当法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p><u>(3)法人アソシエイト 金融商品取引法上の金融商品仲介業者として登録されている法人であって、正会員としての承認を得ていないが、当法人の目的に賛同し、当法人の活動を後援するもの</u></p> <p><u>(4)～(5)</u> (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>法人アソシエイトを廃止し、正会員に統合</p>

<p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p style="text-align: center;">(会員種別の変更)</p> <p><u>第3条 法人アソシエイトは、協会が定める所定の手続きを経て、正会員へ会員種別の変更を行うことができる。</u></p>	<p>法人アソシエイトの廃止による</p>
<p><u>第3条～第4条</u> (現行どおり)</p>	<p><u>第4条～第5条</u> (省 略)</p>	
<p>第3章 会員のベネフィットと義務 (会員のベネフィット)</p> <p><u>第5条</u> (現行どおり) (削 除)</p> <p><u>4～5</u> (現行どおり)</p>	<p>第3章 会員のベネフィットと義務 (会員のベネフィット)</p> <p><u>第6条</u> (省 略)</p> <p><u>4 法人アソシエイトは第1項に掲げる事項の他、業務支援 (スタートアップ支援、土業・営業ツールの紹介等)を受けることができる。</u></p> <p><u>5～6</u> (省 略)</p>	<p>法人アソシエイトの廃止による</p>
<p>(会員の義務)</p> <p><u>第6条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 会員は、前項及び第5項並びに懲戒規程に関し協会が実施する調査に協力しなければならない。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p><u>5 会員は、毎事業年度末の登録外務員数を事業年度終了後すみやかに協会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>6</u> (現行どおり)</p>	<p>(会員の義務)</p> <p><u>第7条</u> (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 会員は、前項及び第5項、<u>審査委員会規程第1条第3号及び第4号並びに懲戒規程に関し協会が実施する調査に協力しなければならない。</u></p> <p>4 (省 略) (新 設)</p> <p><u>5</u> (省 略)</p>	<p>審査委員会規程の廃止による</p>

<p>(会費) 第7条 会員は、その種別に従い、次の会費を納入しなければならない。</p> <p>(1) 正会員</p> <p>①協会の前事業年度末日において登録外務員数30名以上の者 翌事業年度の年会費 36万円</p> <p>②協会の前事業年度末日において登録外務員数30名未満の者 翌事業年度の年会費 24万円</p> <p>③新たに正会員となった者のうち上記①に該当しないもの 入会后当初12か月間の年会費 12万円</p> <p>なお、入会后当初12か月経過後は①又は②の区分による年会費</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p>	<p>(会費) 第8条 会員は、その種別に従い、次の会費を納入しなければならない。</p> <p>(1) 正会員 年会費 <u>24万円</u></p> <p>(2) 法人アソシエイト 年会費 12万円</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p>	<p>正会員の会費を規模別とし、また立ち上げ間もない会社を考慮し新規会員の当初年会費を軽減する</p> <p>法人アソシエイトの廃止による</p>
<p>第8条～第10条 (現行どおり)</p>	<p>第9条～第11条 (省 略)</p>	
<p>改正：令和5年11月30日 令和6年1月1日施行。ただし、第7条第1項第1号①及び②の改正規定は令和6年4月1日から適用する。また、改正前の法人アソシエイトに対する第7条第1項第1号の適用は令和7年4月1日からとする。</p>		

新会費の計算（線表）

（ご参考 1 の別紙 1）



(ご参考1の別紙2)

～金融商品仲介業者の登録外務員とは～

金融商品仲介業者のIFA等が外務員として職務を行う場合は、外務員資格試験に合格した者（外務員資格を有する者）であることを条件に代表証券会社を通じて日本証券業協会へ外務員登録申請を行い、外務員登録を受ける必要があります。この登録を受けた者を登録外務員といいます。

以下の式をご参照ください。

外務員資格を有する者 ≧ 登録外務員 ≧ I F A

※ 外務員の資格を有しているだけでは、登録外務員ではありません（外務員としての職務は行えません）。

※ 内勤であっても（IFAでなくても）「外務員として職務を行う場合」に該当する行為を行う場合には外務員登録が必要です。

(ご参考 1 の別紙 3)

入会申請書類 (正会員)

正会員としての入会を希望する IFA 法人は次の 3 点 (入会申請書、誓約書、会社概要) を協会に提出する。協会は複数の理事による面談を行ったうえで、理事会において入会の可否を審議します。

「入会申請書」の記載事項

入会を希望する旨及び申請理由

会社名・代表者名・役職・略歴

所在地・連絡先

企業理念 (顧客本位の業務運営やコンプライアンスに対する考え方を含む)

金融商品仲介業を始めた経緯

協会に期待すること

「誓約書」(別添のとおり)

「会社概要」の記載事項

設立年月日、金融商品仲介業者登録番号・登録年月日

従業員数・登録外務員数・IFA (仲介営業員) の数 (直近 3 月末時点)

口座数及び総預かり資産の額 (直近 3 月末時点)

代表証券会社の名称・他の委託証券会社の名称

申請に関する担当者の氏名・役職・メールアドレス

(別添)

誓 約 書

当社は、入会申請をするに当たり、法令等及び協会定款や会員規程その他の各規程・規則等を遵守すること、協会の名誉又は信用を毀損しないことその他会員としての品位を損なう行為をしないこと、協会の目的や倫理綱領に同意すること及び協会の行う調査等に協力することを誓約します。

この誓約に反した場合には協会の定める懲戒規程による処分の対象となる場合があることを了承します。

2020年 ○月 ○日

(法人名) 株式会社○○○○

(役職・氏名) ○○○○ ○○○○

(別添ご参考①)

定款（抜粋）

（目的）

第3条 当法人は、会員の行う金融商品仲介業等を公正かつ円滑にし、金融商品仲介業の健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員が金融商品仲介業等を行うに当たり、高い専門性及び倫理観に基づいた顧客本位の業務運営が出来るよう、その基準たる倫理綱領及び必要な規程・基準書等（以下「倫理綱領等」という。）を制定・周知すること。
- (2) 会員が金融商品仲介業等を行うに当たり、当法人の倫理綱領等及び金融商品取引法その他の法令諸規則（以下「法令等」という。）を適切に遵守出来るよう、会員に対する支援等を行うこと。
- (3) 会員の倫理綱領等の遵守の状況並びに会員の営業及び財産の状況を把握すること。
- (4) 会員の行う金融商品仲介業等に関し、顧客本位の業務運営を確保するため必要な調査等を行うこと。
- (5) 会員の役職員等に向けた研修・情報発信等を行い、その専門性及び倫理観の向上を図ること。
- (6) 顧客の利便性及び信頼性の向上のために会員の経営状況及び役務内容等の情報開示を行うこと。
- (7) 金融商品、金融商品市場及び金融商品仲介業等に関する知識の普及、啓発及び広報を図ること。
- (8) 金融商品、金融商品市場及び金融商品仲介業等に関する問題を調査研究し、必要に応じて関係省庁及び関係機関等に情報共有すること。
- (9) 会員が健全な財産の状況を維持し、適切に事業を運営・成長させるために必要な支援等を行うこと。
- (10) 会員間及び金融商品仲介業等に関係のある団体等との意思の疎通及び意見の調整を図ること。
- (11) 上記に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

倫理綱領

一般社団法人 ファイナンシャル・アドバイザー協会

社会構造・経済環境の変化等を受け、一般生活者の資産形成・運用の必要性が高まるなか、単に金融商品の売買の媒介を行うのみならず、顧客のライフステージに応じた資産計画の策定、さらにはその目標達成に向けた実行支援までも行なう、ファイナンシャル・アドバイザーに寄せられる期待がより一層強くなりつつある。

一方、顧客が安心してファイナンシャル・アドバイザーを自らのアドバイザーとして長期的に活用する上で、ファイナンシャル・アドバイザーが何よりも顧客の最善の利益に資するという基本姿勢を持っていることに加え、多種多様な幅広い金融商品の中から最適と考えられるものを提案するといった顧客本位の業務運営を行っており、顧客側もそのことを十分に理解しているという前提が必要不可欠である。

ファイナンシャル・アドバイザー協会（以下、「本協会」）の正会員は、ファイナンシャル・アドバイザーに対するこうした顧客たる一般生活者からの信任や社会からの期待に応え、ファイナンシャル・アドバイザーの社会的使命を再確認するため、ここに業務を行なう上での根幹となる以下 10 項目から成る倫理綱領を定め、業務を遂行するに当たって遵守することを宣言する。

また、本協会の委託正会員は、正会員に対して金融商品の売買の媒介等を委託する金融商品取引業者等として、正会員が本倫理綱領を遵守するため、最大限の支援を行なうことを宣言する。

1. 顧客本位の業務運営の徹底

正会員は、顧客側に立つ購買代理人としての意識を強く持った上で、包括的かつ継続的に顧客の最善の利益に資することを最優先し、顧客の安定した資産計画を誠実かつきめ細やかにサポートするため、客観性・専門性をもって接することを行動基準とするとともに、それが継続して可能となるような態勢整備や契約管理等を行なう。

2. 顧客に最適なサービスの提供

正会員は、顧客に対して最良の役務を提供し、顧客の最善の利益に資することができるよう、単に金融商品を販売するのではなく、顧客のライフステージに応じた最適な資産計画の提案及びその目標達成のための実行支援を行なう自らの役割及びその重要性を認識したうえで、多種多様な幅広い金融商品の中から最適と考えられるものを提案する。

3. 利益相反の適切な管理

正会員は、顧客との間で利益相反が生じる可能性について正確に把握するとともに、予め具体的な対応策を講じるなど、その可能性がある場合には適切に管理する態勢整備を図り、顧客にもその可能性や管理方法等についてわかりやすく開示する。

4. 合理的かつ明確な手数料体系

正会員は、利益相反を適切に管理するという観点より、提供する役務の対価として合理的な手数料体系を整備し、顧客からアドバイスの対価を得る手数料体系や顧客の長期的利益に資する手数料体系、例えばフィーベース等の拡大を目指すとともに、当該手数料がどの役務の対価であるか明確に顧客が理解できるようわかりやすく開示する。

5. 法令等の遵守

正会員は、法令等遵守の重要性を再認識した上で、あらゆる法令やルールを誠実に遵守し、また、法令等遵守態勢のより一層の強化を進める。

6. 高い専門性及び倫理観の保持

正会員は、顧客に対して長期的かつ継続的に最良の役務を提供し、顧客の最善の利益に資することができるよう、高い専門性及び倫理観を保持し、それが業務運営に浸透・定着することの重要性を認識し、継続して自らの研鑽に努める。

7. わかりやすい情報開示

正会員は、顧客が十分かつ公正な情報に基づいて主体的に判断を下せるよう、金融商品や市場動向等に関する情報に加え、経営方針や理念、役職員の専門性、役務内容、手数料体系等の自らに関する情報についても、顧客が理解できるようわかりやすい方法で開示・提供する。

8. 金融教育への貢献

正会員は、顧客が自らの資産計画の策定や金融商品の売買等について主体的に意思決定することの重要性を認識し、金融商品や金融市場等に関する積極的な情報発信を行なうのみならず、顧客の金融知識の深耕等を支援するための啓蒙・教育活動等に努める。

9. 健全な財務状況の維持

正会員は、長期的かつ適切に顧客に対する役務提供を継続できるよう、健全な財務状況の維持を重視した営業活動に努める。

10. 適切な報酬・業績評価体系及びガバナンス態勢の整備

正会員は、本協会や外部諸団体と連携しながら、本倫理綱領に沿った顧客本位の業務運営が行われることを担保するため、顧客の最善の利益を追求するための行動や顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系や適切なガバナンス態勢を整備する。

以上

制定：令和2年4月9日

(ご参考2)

職務分掌規程新旧対照表

令和5年(2023年)11月30日
一般社団法人ファイナンシャル・アドバイザー協会
下線箇所改正

審査を廃止することに伴い「審査委員会規程」を廃止し、職務分掌規程を改正する。

新	旧	備考
<p>(組織) 第1条 当協会には、次の組織単位を置く。 (1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(4)研修委員会 (5)認知度向上委員会 (6)ガイドライン策定・検討委員 (7)金融リテラシー委員会</p> <p>改正 <u>令和5年11月30日</u></p>	<p>(組織) 第1条 当協会には、次の組織単位を置く。 (1)社員総会 (2)理事会 (3)事務局 (4)審査委員会 (5)研修委員会 (6)認知度向上委員会 (7)ガイドライン策定・検討委員 (8)金融リテラシー委員会</p>	<p><u>審査委員会の廃止</u></p>

(ご参考3)

この他、当協会が規定する以下の規程類の標題及び規程中の「ファイナンシャル・アドバイザー協会」を「日本金融商品仲介業協会」に改める。

- ・ 理事会規程
- ・ 事務局規程
- ・ 懲戒規程
- ・ 倫理綱領
- ・ 研修委員会規程
- ・ 認知度向上委員会規程
- ・ ガイドライン策定・検討委員会規程
- ・ 金融リテラシー委員会規程
- ・ りん議規程
- ・ 謝金及び旅費の支払いに関する規程
- ・ ロゴマーク等の使用に関するガイドライン
- ・ 反社会的勢力に対する基本方針
- ・ 反社チェックガイドライン
- ・ ウェブサイトご利用条件
- ・ 個人情報保護方針

以 上